

社団法人日本脳神経外科学会
就業規則

平成 15 年 10 月 1 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、社団法人日本脳神経外科学会（以下、「この法人」という）定款第 26 条の規定に基づき、この法人の職員の就業について必要な事項を定め、適正な勤務の確保及び職員の身分の安定を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則は、この法人に常時勤務する職員に適用する。

(サービスの原則)

第 3 条 職員は、この法人設立の趣旨に基づき、法令、定款及びこれに基づく規則等を遵守し、上司の職務上の命令に従い、誠実かつ公正にその職責を遂行しなければならない。

(禁止事項)

第 4 条 職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 職員は、この法人の信用を傷つけ、又はこの法人の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (2) 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- (3) 職員は、理事長の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て、いかなる業務若しくは事務にも従事してはならない。

第 2 章 採用

(職員の採用)

第 5 条 職員の採用は、選考により行う。

- 2 前項の選考は、その者の成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない。
- 3 職員になろうとする者は、次の各号に掲げる書面を理事長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（最近 3 ヶ月以内に撮影した写真貼付のもの）
- (2) 健康診断書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び学業成績証明書
- (4) 資格又は免許証等の写し
- (5) 前各号のほか理事長が必要と認める書類

- 4 職員の採用は、第 1 項に規定する選考に合格した者のうちから、所定の手続を経た者に理事長が辞令を交付することによって行う。

(書類の提出)

第 6 条 職員として採用された者は、2 週間以内に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 身上書
- (2) 厚生年金保険等被保険者証
- (3) 所得税控除申告書又は前歴先の所得税源泉徴収票
- (4) 扶養手当受給申請書
- (5) 戸籍抄本又は住民票の写し
- (6) その他必要と認める書類

- 2 前項の書類の記載事項に異動があった場合は、その都度遅滞なく届け出なければならない。

第3章 勤務

(勤務時間及び休憩時間)

第7条 職員の就業時間は、次のとおりとする。ただし、季節その他の都合により変更することがある。

- (1) 就業 始業 午前9時30分
終業 午後5時30分
- (2) 休憩時間 正午より午後1時まで
(休日)

第8条 休日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日（振替休日を含む）
- (3) 年末及び年始（12月29日から1月3日まで）
- (4) 前各号に掲げるほか、特にこの法人が指定する日
(時間外勤務及び休日勤務)

第9条 業務上必要あるときは、前2条の規定にかかわらず、時間外勤務又は休日勤務をさせることがある。

(有給休暇)

第10条 職員が6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合、次のとおり年次休暇を与える。

勤続年数	1年未満	1年以上2年未満	2年以上
休暇日数	12日	15日	20日

- 2 前項の勤務日が80%に満たないときは、その都度別に定める。
- 3 休暇を請求する場合には、事前に事務局長の許可を受けなければならない。
- 4 休暇は、当該年度の残存日数に限りこれを翌年度に繰り越すことができる。
(特別休暇)

第11条 職員は次の各号に掲げる場合には、特別休暇を受けることができる。

- (1) 本人が結婚するとき。 7日
- (2) 実子が結婚するとき。 2日
- (3) 妻が出産するとき。 3日
- (4) 配偶者が死亡したとき。 10日
- (5) 父母、又は子が死亡したとき。 7日
- (6) 祖父母、兄弟姉妹又は孫が死亡したとき。 3日
- (7) 前各号のほか本法人が必要と認めたとき。 必要な期間

2 特別休暇を受けようとする職員は、事前に事務局長に届け出て、その承認を受けなければならない。

(産前産後の休暇)

第12条 産前産後の休暇を請求する女子は、産前6週間、産後8週間の休暇を受けることができる。

(出勤等)

第13条 職員は、出勤したときは、本人自ら所定の方法により出勤の記録をしなければならない。

(早退等)

第14条 遅刻をした者及び早退しようとする者は、事務局長の承認を得なければならない。

(欠勤等)

第15条 病気その他やむを得ない事由により欠勤する場合は、事前に申し出て事務局

長の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない場合は、事後に速やかに届け出なければならない。

- 2 病気欠勤が7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添えるものとする。
(出張)

第16条 職員は、業務のため必要あるときは出張を命ぜられることがある。

- 2 出張に関する手続き及び出張旅費については別に定める。

第4章 給与

(給与)

第17条 職員の給与は、別に定めるところにより、これを支給する。

第5章 休職、退職及び解雇

(休職)

第18条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、休職とする。

- (1) 業務以外の傷病により欠勤し、3か月を経過しても治癒しないとき。
- (2) 刑事事件に関して起訴されたとき。
- (3) 公職に就任したとき。
- (4) 前各号のほか、特別の事情により休職させることが適当であるとき。

(休職の期間)

第19条 前条による休職の期間は次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の場合 1年(結核性疾患の場合は2年)
- (2) 前条第2号の場合 判決確定の日まで
- (3) 前条第3号及び第4号の場合 その必要な期間

(復職)

第20条 休職期間満了前に休職事由が消滅したとき、直ちに復職させる。ただし、旧職務と異なる職務に配置することがある。

(一般退職)

第21条 職員が次の各号の一に該当したときは、退職とする。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 退職を願い出て承認されたとき。
- (3) 休職を命ぜられた者が復職させられずに休職期間が満了したとき。

(退職願の提出)

第22条 職員が退職しようとする場合は、30日前に理事長に退職願を提出しなければならない。

- 2 職員は、退職を願い出たのち、退職について承認があるまでは、従前のおり勤務しなければならない。

(解雇)

第23条 理事長は、職員が次の各号の一に該当する場合は、30日前に予告するか、又は労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分を支給して解雇する。

- (1) やむを得ない業務の都合による場合
- (2) 精神又は身体の障害により業務に堪えられないと認められる場合
- (3) 勤務成績又は能率が不良で就業に適しないと認められる場合

(解雇制限)

第24条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。

- (1) 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休養する期間
- (2) 産前産後の女子が休養する期間(産前6週間及び産後8週間)

(定年退職)

第25条 職員の定年は満60歳とし、定年に達した日の翌日をもって自然退職とする。

2 業務上の都合により特に必要ありと認められた者については、前項の規定にかかわらず満65歳まで延長することがある。

(退職手当)

第26条 職員が退職し、又は解雇（懲戒解雇を除く）されたときは、別に定めるところにより、退職手当を支給する。

第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第27条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、表彰するものとする。

- (1) 勤続10年以上の者
- (2) 勤務成績が特に優秀で他の模範となる者
- (3) 業務に関し有効適切な工夫をなし、業務能率の増進に寄与した者
- (4) 重大な災害を未然に防止し、又は災害に際し功労があった者
- (5) その他表彰することを適当と認められた者

2 前項の表彰は、賞状のほか賞品又は賞金を授与して行うものとする。

(懲戒)

第28条 理事長は、職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分として戒告、減給または懲戒免職の処分をすることができる。

- (1) 重要な経歴を偽り、その他不正手段によって就職した場合
- (2) 本規則に違反した場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 職員として、ふさわしくない非行のあった場合
- (5) 故意又は過失により学会に著しい損害を与えた場合
- (6) この法人の名誉、信用を傷つけた場合
- (7) 各号に準ずる程度の不都合のあった場合

2 前項の懲戒は、その事由に従い、次のとおりとする。

- (1) 戒告：始末書を取り戒告する。
- (2) 減給：労働基準法第91条に定める制限の範囲内において給与を減額する。
- (3) 懲戒免職：予告なしに解雇する。

第7章 雑則

(健康診断)

第29条 職員は、この法人が毎年定期的に行う健康診断を受けなければならない。

(災害補償及び業務外の傷病扶助)

第30条 職員が業務上負傷し、又は疾病にかかったときは、労働基準法の規定に従って、療養補償、休業補償、障害補償を行う。職員が業務上負傷し、又は疾病にかかり死亡したときは、労働基準法の規定に従い、遺族補償及び葬祭料を支払う。

2 前項の規定により補償を受けるべき者が、同一の事由について労働者災害補償保険に基づいて、前項の災害補償に相当する給付を受けることとなる場合においては、前項の規定は適用しない。

3 職員が業務以外の傷病にかかったときは、健康保険法により扶助をうけるものとする。

(損害賠償)

第31条 職員が故意又は過失によってこの法人に損害を与えたときは、その全部又は

一部を賠償させることができる。ただし、これによって本規則第28条の懲戒を免れるものではない。

(細則)

第32条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、この法人設立時の総会の承認により文部科学大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 この規則にかかわらず、当分の間、日本脳神経外科学会就業規則を準用する。